

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
共同施設設置事業	商店街振興組合、商店街振興組合連合会及びこれに準ずる団体がアーケード等の共同施設を設置したとき。	事業費の30%以内 9,000万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(共同施設設置事業に対する補助)

第4条 市長は、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及びこれに準ずる団体（以下「団体」という。）が環境の整備改善を図り、一般公衆の利便に供するため、共同施設を設置したときは、当該団体に対し、9,000万円を限度に補助金を交付することができる。

2 前項の共同施設及び補助基準は、別表に定めるところによる。

別表（第4条関係）

共同施設	補助基準	附帯施設
街路灯	30%以内	特に認める施設
アーケード		防火施設、照明施設その他特に認める施設
カラー舗装		花壇その他特に認める施設
駐車場		特に認める施設
その他の共同施設		放送施設その他特に認める施設

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(共同施設設置事業の範囲等)

第5条 条例第4条第1項に規定するこれに準ずる団体は、商店街町内会等とする。

2 条例第4条第1項に規定する共同施設の設置とは、共同施設を新設し、増設し、改設し、又は補修することをいい、当該設置に伴う撤去を含むものとする。ただし、少額の補修は除く。

補助対象要件・詳細

- ・商店街振興組合等の団体
- ・市税が完納されていること（団体と団体の代表者）
- ・共同施設の新設、増設、改設及び補修、設置に伴う撤去を行った場合（撤去のみは対象外）

申請の時期

共同施設の新設、増設、改設及び補修、設置に伴う撤去を行った後

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・定款又は規約（コピー）
- ・納税証明書（市税）・・・団体と団体の代表者分
- ・配置図（コピー）及び設計図（コピー）など工事の概要がわかるもの
- ・工事請負契約書（コピー）
- ・見積書等費用の内訳が確認できるもの
- ・請求書、領収書等費用の支払いが確認できるもの

アーケードの撤去のみは助成対象とならない。（付随設備の更新を伴う場合は可）

少額の補修とは概ね100万円以下としている。